部長及び参事官　　県民発第176号
殿　　令和８年７月16日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

高知県における犯罪被害者等支援のための多機関ワンストップサービス体制への対応要領の制定について（通達乙）

この度、県において、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）のニーズに応じた支援を一元的に途切れなく提供するため多機関ワンストップサービス体制を構築し、運用が開始されたことに伴い、別添のとおり「高知県警察多機関ワンストップサービス体制対応要領」を定め、実施することとしたので、関係機関・団体と一層連携した犯罪被害者等支援に努められたい。

別添

高知県警察多機関ワンストップサービス体制対応要領

第１　趣旨

この要領は、犯罪被害者等に対し、複数機関による支援が必要と考えられる事案が発生した際、犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談又は問合せを行えば、県に配置するコーディネーターに情報が集約され、ニーズに応じた支援が途切れなく提供される仕組み（以下「多機関ワンストップサービス体制」という。）が構築されたことに伴い、県警察の対応について必要な事項を定めるものとする。

第２　対象事案

対象となる犯罪行為は、次に掲げる事件又は事故をいう。

１　殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法（明治40年法律第45号）に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治１か月以上の傷害

２　ひき逃げ（死亡を含む。）、交通死亡事故又は全治３か月以上の傷害を負った交通事故（単独事故を除く。）、危険運転致死傷

第３　実施要領

１　事件・事故認知時の対応

所属において対象事案を認知した場合（他機関からの通報による場合を含む。）は、事案の概要、犯罪被害者等の状況等について速やかに県民支援相談課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）へ報告すること。

２　多機関ワンストップサービス体制による支援の必要性の検討

県民支援相談課長は、前記１により、多機関ワンストップサービス体制による支援の提供が必要と認め、かつ、犯罪被害者等が希望する場合は、対象事案を取り扱う所属と連携の上、別記第１号様式の情報共有シートを作成すること。

３　同意の確保及びコーディネーターへの情報提供

県民支援相談課長は、対象事案を取り扱う所属と連携し、コーディネーター等に対して個人情報を提供することについて、犯罪被害者等から別記第２号様式の個人情報提供同意書により同意を得て、情報共有シート及び個人情報提供同意書の写しをコーディネーターへ交付することにより情報提供を行うこと。

４　支援経過のカルテ化

情報提供の実施状況を管理するため、被害者支援室に別記第３号様式の情報提供管理簿を備え付け、コーディネーターに対して情報提供する際に使用

した資料（その後の支援経過等を記録した関係記録を含む。）とともに、情報提供を行った翌年度から起算して30年間保管すること。

第４　支援の提供要請に対する窓口

コーディネーターから支援の提供について要請を受ける窓口は、被害者支援室とする。

第５　個人情報の保護

犯罪被害者等に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において要配慮個人情報（犯罪により害を被った事実）であることを踏まえ、情報漏洩等がないよう、その保護に万全を期すること。

第６　留意事項

１　職員に対する指導・教養

所属職員が、多機関ワンストップサービス体制の趣旨を理解し、犯罪被害者等の心情に配意した適切な支援を行うことができるよう、その仕組み、コーディネーターの役割等について指導・教養を行うこと。

２　犯罪被害者等への確実な教示

犯罪被害者等が、多機関ワンストップサービス体制による支援を望まない場合においても、その後の犯罪被害者等の置かれた状況や支援ニーズの変化に応じて、再度の説明・意向確認を行うなど、犯罪被害者等が必要とする支援につながるよう適切に対応すること。

第７　その他

多機関ワンストップサービス体制による支援の提供に関しては、被害者支援室と連携すること。

（別記様式省略）